

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
整理番号 XXXXXXXXX

復興特別法人税申告書別表一

株式会社NNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNN

殿

NNNNN税務署長

復興特別法人税の申告について

貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきましたが、法人税確定申告書に記載された法人税額をもとに計算した「課税標準法人税額」がある場合には、復興特別法人税の申告と納付をしていただく必要があります。また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができます。

復興特別法人税申告書の提出期限及び納期限は、法人税と同様にその延長が認められる場合を除き、課税事業年度終了の日の翌日から2か月以内となっていますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。

期限を経過してから復興特別法人税申告書を提出したり、納付しますと、加算税や延滞税を納付しなければなりませんから、必ず期限内に申告・納付してください。

なお、法人税確定申告書の提出期限の延長又は延長の特例が認められている法人については、復興特別法人税申告書についても同様に提出期限が延長になることから、その延長期間までに申告・納付していただくこととなりますが、延長期間中は原則として利子税がかかります。

○ 申告期限の延長の特例に関する事項

- ・ 申告期限延長期間 …… XX月

○ 納付に関する事項

- ・ ダイレクト納付利用可能金融機関 : NNNNNNNNN銀行NNNNNNNN支店
NN預金 XXXXXXXX

- ◎ この文書は、行政指導として送信しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。
- ◎ 申告や納税についてご不明な点がありましたら、[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。
また、[申告手続についての各種参考情報はこちらをご覧ください。](#)
- ◎ e-Taxについてご不明の点がありましたら、[ヘルプデスク](#)(TEL 0570-01-5901)までお問い合わせください。

戻る